

# 人材紹介契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という。）と株式会社創造学園（以下「乙」という。）とは、乙が甲に対して行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第 10 条（本委託業務の対価）

2. 応募者が入社後、明らかに当該応募者の責による解雇もしくは契約解除、または当該応募者が自己都合によって退職または契約解除した場合は、乙は受領したコンサルティングフィーの一部を以下の要領で甲に返還するものとする。

入社日から起算して 1 ヶ月未満：コンサルティングフィーの 80%相当額